

令和8年3月24日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範 殿

規制支援審議会  
委員長 長谷川 充弘

「原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

当審議会に諮問〔令07原機（原戦）001〕のあった事項「原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」について、審議結果を下記のとおり答申します。

#### 記

安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が原子力安全・防災研究所に対してこれまで同様に配賦され、適切に執行されていることを確認した。今後も継続的に経営資源に関する情報を開示していただきたい。

受託事業の進め方に関するルールについては、改善された教育テキストを用い、対象範囲を広げて教育がなされていることを確認した。なお、理解度の確認や無記名でのアンケートの実施等を検討し、教育の充実を図っていただきたい。

令和6年11月の組織改正後における理事長、理事及び所長の決裁権限や役割等を確認した。なお、所長が被規制施設を有する拠点の長を兼務しないように制度的な対応が必要と考えられるため、引き続き方策について検討していただきたい。

受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、ルールに基づき、原子力安全・防災研究所が実施した自己点検結果を参考として審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。なお、共同研究に関する利益相反の判断については、より明確になるよう記載を改善されたい。

実効性、中立性及び透明性の確保の考え方（案）については、現行のルールに対して簡素化されている部分、人員の受入れに関する規程、用語の説明等に関して、試運用期間において引き続き見直し等を進めていただきたい。なお、原子力事業者等との共同研究の実施に関しては、原子力規制委員会の考え方も参考にしていきたい。

以上の確認をもって、原子力安全・防災研究所が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保しつつ実効的に運営がなされていると判断されるが、本審議会において今後も引き続き、業務の実施状況や実効性、中立性及び透明性の確保の考え方の見直し状況を確認していくことが必要である。

以上